

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第8回習志野市農業委員会総会は平成30年8月7日（火曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 4時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 1名欠席 1名欠員

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 11番 田久保 征夫 12番 村山 茂男

1. 議案審議結果

上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 付議案件

議案第1号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について

1. 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

<p>議 長</p>	<p>皆様、こんにちは。          定刻より若干早いですが皆様がそろいましたので、          只今より、平成30年 第8回          習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は、2番 江口 明美委員より事前に欠席の報告を受けております。          よって1名の欠席と1名の欠員を含め16名中14名の出席でありますので、本日の習志野市農業委員会第8回総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、          「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。          11番 田久保 征夫 委員 12番 村山 茂男 委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。          皆様、既にご覧いただいていると思いますが、本日の議案案件は1件でございます。          その後、報告案件と時間が十分あるので違反転用について説明が有りますので宜しくお願いします。          それでは、議事に入ります。          議案第1号          平成30年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について、議案の説明を求めます。          尚、この案件につきましては、期間満了に伴う継続の申請であり現地調査を行いませんでした。          先日、事務局が写真を撮りましたので、これから皆様に廻します。写真を見ながら説明を聴いてください。          それでは、事務局お願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号を読み上げます。          議案第1号          平成30年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について、下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号（案）の提出があったので意見を求める。          提出年月日：平成30年8月7日提出          1 申請地の所在、面積          習志野市●● ●丁目●●●番● 面積 ●, ●●●●m<sup>2</sup>          2 権利の内容 使用貸借権設定 期間：3年間</p>

	<p>3 申請者の住所、氏名  譲受人 習志野市●● ●丁目●●番●●号 ●● ●●  譲渡人 習志野市●● ●丁目●●番●●号 ●● ●●  以上でございます。</p> <p>事務局  それでは、参考資料についてご説明します。  次のページをご覧ください。  議案第1号 参考資料 平成30年度習志野市農用地利用集積計画  第1号(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので  意見を求める。  申請者は、譲受人 ●● ●● ●●歳 農業 認定農業者  譲渡人 ●● ●● ●●歳 農業 でございます。  当計画案は、利用権設定について、3年間の使用貸借権設定の更新  を行うものであります。  期間は、平成30年8月13日から2021年8月12日までの3年間で  す。  今回継続する申請地の所在等につきましては、2番に記載したとおり  であり、現況写真を回覧しておりますので、ご確認ください。  また6番にありますとおり、ご家族で農業を継続して行うとしており  農機具等の状況については、7番に記載しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、有難うございました。  本議案の冒頭に現地調査を行わなかった旨の報告を致しました。  その理由は、継続の申請であること、また、借受人が認定農業者  であることなどで、信用のおける方でもあり、地区の農業委員が  常時巡回していますので行いませんでした。  他の農業委員も所在地を確認していることなどを踏まえて実施い  たしませんでした。  事務局これを踏まえて、補足説明など有りますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現地調査、写真による報告については8月2日(木)午後に事務局  職員2名で行いました。  現況の写真については、只今委員さんに回覧していますように  葱が植えられており、綺麗に耕作されていますし隣地への被害防  除等、隣地への影響もなく、問題は無いと確認できると思います。  譲渡し人の●●●●さんの所有の農地は市街化調整区域内に3筆  あります。合計●, ●●●●㎡ありますが、全ての農地を利用集積で  貸し出しをしています。</p>

	<p>今回の利用集積は、その内の1筆となります。</p> <p>譲受人の●●●●さんは、奥さんと2人で耕作されていると言う事は、先程、主幹の方から説明がありましたとおりです。</p> <p>●●●●さんの年間農業従事日数は、過去10年間は280日となっていました。本年が300日の増加となっています。</p> <p>この農地の利用集積は、平成24年8月12日から継続されておりまして、現地調査報告でも申し上げましたとおりきちんと耕作されています。過去には本申請地の近くにも利用集積により借りていた農地が有りましたが、平成27年に終了し地主にお返ししています。利用集積による書類の申請は、産業振興課に申請されそれを受け産業振興課から農業委員会に承認を得るため利用集積(案)の申請がされたものです。</p>
<p>議 長</p> <p>●●委員</p>	<p>●●地区の担当として、●●委員何かありますか。</p> <p>丁寧に耕作していますし、場所は山際ですが畔シートをして土砂の流失や害虫(ゾウムシ)の侵入を防ぐ等、綺麗に耕作していますし問題無いと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>●●委員</p>	<p>借り手側の同地区で有る、●●委員ご意見等ございますか。</p> <p>特には有りませんが、現在、区画整理内に少し生産緑地があるので、他地区に利用集積により借りて農業経営を行っている状況です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質問や、追加説明等ございますか。</p> <p>8番 織戸淳也委員どうぞ。</p>
<p>織戸委員</p>	<p>農地を売買する。又は使用貸借をする場合、農地法の3条か農用地利用集積による方法があると思いますが、それぞれの様な違いが有るのでしょうか。その違いについて教えていただきたい。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局お願いします。</p> <p>今の質問で、農地を借りる場合と売買する場合が有りますが、借りる場合と言う事で宜しいでしょうか。</p> <p>農地法第3条の場合で農地を貸し借りすることは、農家要件の有る方が農地を借りる場合で、習志野市では借りる面積を含め30アール</p>

議 長	<p>耕作面積や営農計画書等（作付・耕作者・機械等）で判断します。また、貸付期間についても農地法では最大50年と成っていますが3年・5年・10年と期間を設けている場合は、期間満了までに貸借の打ち切り等を申し出ないと自動継続となりますし、双方の契約書等も当事者間で作成が必要となり、農用地利用集積に比べ書類等が複雑になります。</p> <p>それに比べ農用地利用集積は、認定農業者であれば借りることは比較的容易であり、貸付期間が到来すれば一度契約が終了し、新たに申請することになりますので、期間が来れば離作料等の発生の問題もなく農地は所有者に返還されます。</p> <p>認定農業者ですが、習志野市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で年間従事時間、目標収益、営農計画等の計画を立て、県・農協・行政と協議し県が認定を下しているもので、農地を借りる側としては確実に農業を行う上で保証されたような方々で安心して貸すことができますので、書類等も比較的簡素化されています。</p> <p>ついでに農地として活用するための売買について少し触れさせていただきますと、審査基準は使用貸借と同様の審査となりますが、農用地利用集積で農地を売った場合、税制面で売主には800万円の特別控除が受けられ、不動産登記は市が行う等の優遇が受けられます。</p> <p>また、農用地利用集積は農業経営基盤強化促進法と言う法律にくみしています。</p> <p>先程、織戸委員が冒頭に述べた、農地の貸借や売買に係る事は、農地法と農業経営基盤強化促進法という2つの法律に沿って行っているものです。</p> <p>法律と複雑で頭が痛くなることも有りますが、質問や要望があれば事務局として、簡単な説明を交えて今後も行っていきたいと思えます。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>今後も皆さんより、疑問点やご意見、質問を交え審議してまいりたいと思えますので遠慮なく質問してください。</p> <p>他にご意見等が無ければ、議案第1号 平成30年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について、採決したいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画第1号（案）について賛成される方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第1号 平成30年度習志野市農用</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>地利用集積計画第1号(案)可決承認されました。 事務局は、市に対して承認した旨の通知等の手続きをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、この後、手続きを行います。</p> <p>続いて、報告案件に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について 事前に資料を配布してありましたので、ご確認いただいていると思いますが、ご意見、ご質問等があればお願いします。・・・・・・ ・・・・事務局、説明等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書について ですが、3件ありまして、いずれも相続税納税猶予に係るもので 3年に1度の現地の確認を行い、その結果を証明書として発行し、 その証明書を申請者は税務署に提出するものです。 3件の案件には、地元農業委員と事務局で現地を確認しています。 1番目の実施日は7月11日で事務局からは、石渡主幹と常田で行 いました。確認する場所は、3か所で行いました。 2番目についても1番同様でございます。 3番目につきましては、7月23日に実施し私、松戸が行い、 3者いずれの農地も綺麗に管理されておりましたので、証明書を発 行しています。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の総会案件は、全て終了いたしました。 この後、その他事項等が有りますが、閉会後に事務局より説明して いただきます。 本日の平成30年第8回農業委員会総会はこれを持ちまして 終了いたします。</p>